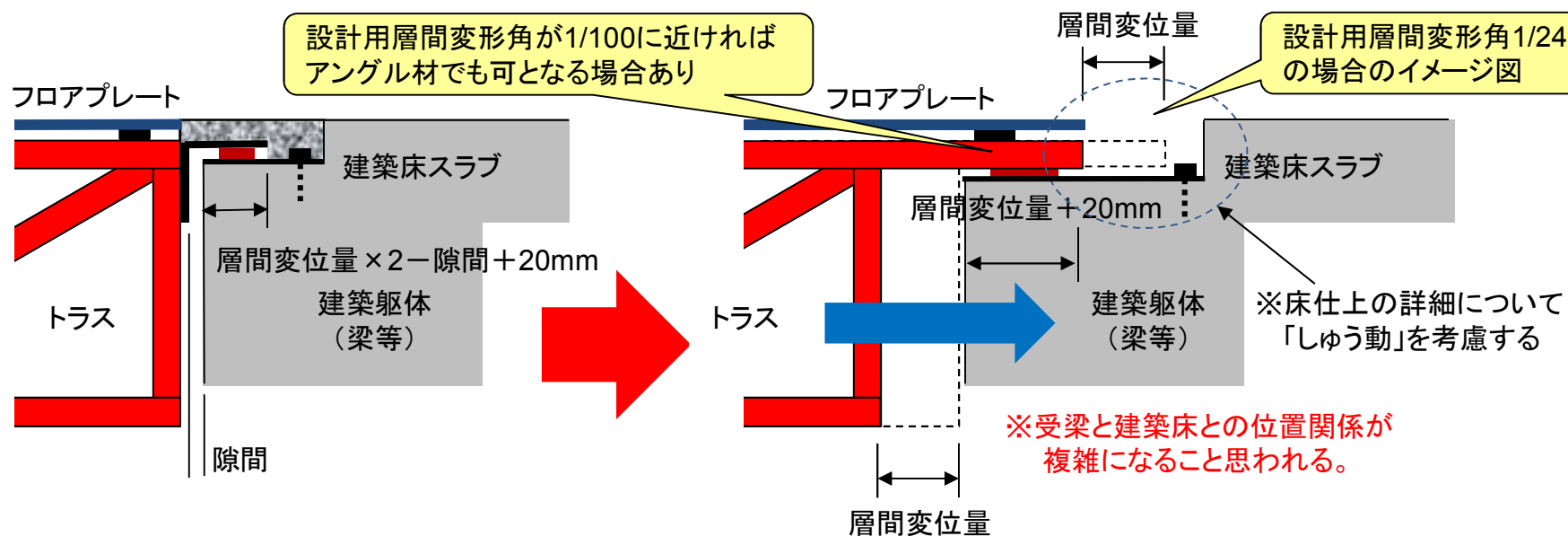


# ■ 告示の内容に伴う基本構造\_告示1046号 第1

## ■ かかり代の規定・・・「昇降機耐震設計・施工指針(2009年版)」との相違点

- 旧:層間変形角・・・1/100以上 ⇒ 新:告示1046号第1第四号 イ～ホによる(最大1/24)
- トラスと建築躯体(梁等)の間に層間変位量以上の空きが必要
- かかり代の部分が「しゅう動」しなければならない

※設計用層間変形角が1/100であれば、かかり代部分のアンクル材等の大きさは、旧基準と変わらない。



層間変位量 = 層間変形角 (1/100) × 揚程 (階高)

層間変位量 = 設計用層間変形角 (1/24 ~ 1/100) × 揚程 (階高)

09耐震指針のディテール

新告示のディテール(トラス上弦材延長の例)

図-1 一般的なかかり代部分の構造

# ■ かかり代の計算式

## ■ 告示におけるかかり代の計算式

### 【一端固定状態の場合】

(一)  $C > \Sigma\gamma \times H$  の場合  $\cdots B \geq \Sigma\gamma \times H + 20\text{mm}$

(二)  $C \leq \Sigma\gamma \times H$  の場合  $\cdots B \geq 2\Sigma\gamma \times H - C + 20\text{mm}$

### 【両端非固定状態の場合】

(一)  $C + D > \Sigma\gamma \times H$  の場合  $\cdots B \geq \Sigma\gamma \times H + D + 20\text{mm}$

(二)  $C + D \leq \Sigma\gamma \times H$  の場合  $\cdots B \geq 2\Sigma\gamma \times H - C + 20\text{mm}$

B: かかり代の長さ(mm)

C: トラスと建築躯体等との水平距離(mm)

D: 他端のトラスと建築躯体等との水平距離(mm) ※非固定の場合

$\Sigma$ : 各階の層間変位量( $\gamma \times H$ )の総和

$\gamma$ : 当該階の設計用層間変形角 ※ $\Sigma$ は複数階に渡り設置された場合の合計

H: 当該階の揚程(階高)(mm)

### 【注意】

上記の計算式(二)の場合、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位により、トラスが建築躯体等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことを実験によって確かめることが必要となる。